

海田町
高 齢 者 福 祉 計 画
第9期介護保険事業計画
【概要版】

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度



令和6年3月
広島県海田町

1

少子高齢化だけでなく、生活様式等の変化、社会関係の希薄化に伴う社会的孤立、8050問題、老々介護、認認介護、ヤングケアラー等の社会問題が山積し、また、それらの問題が単独のもではなく複雑に絡み合うというように、「複雑化・複合化」しています。

このような社会状況において高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築をさらに深化させていく必要があります。

2

2

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)	令和 18年度 (2036)	令和 19年度 (2037)	令和 20年度 (2038)	令和 21年度 (2039)	令和 22年度 (2040)
第8期計画			第9期計画			第10期計画			今後策定予定の計画										
令和22年(2040年)を見据えた計画策定																			

団塊ジュニア世代が
65歳に

3

常生活圏域

計画における日常生活圏域は、海田町全域(1圏域)とします。

● ふるさと館

● 真田会館

● ひのうらセンター

● 加藤会館

● 織田幹雄スクエア

● 海田市駅

● ひまわり大橋

● 瀬野川

● 海田小学校

● 海田児童館

● 海田中学校

● 海田高等学校

● シルバープラザ

● ひまわりプラザ

● 海田西中学校

● 海田西小学校

● 海田東小学校

● 町民センター

● 海田南小学校

● 図書館

● 福祉センター

● 大正交差点

● 日の出町交差点

● 海田町役場

● はなみずき通り

● ひまわり通り

● 広島国際学院中学校

● 広島国際学院高等学校

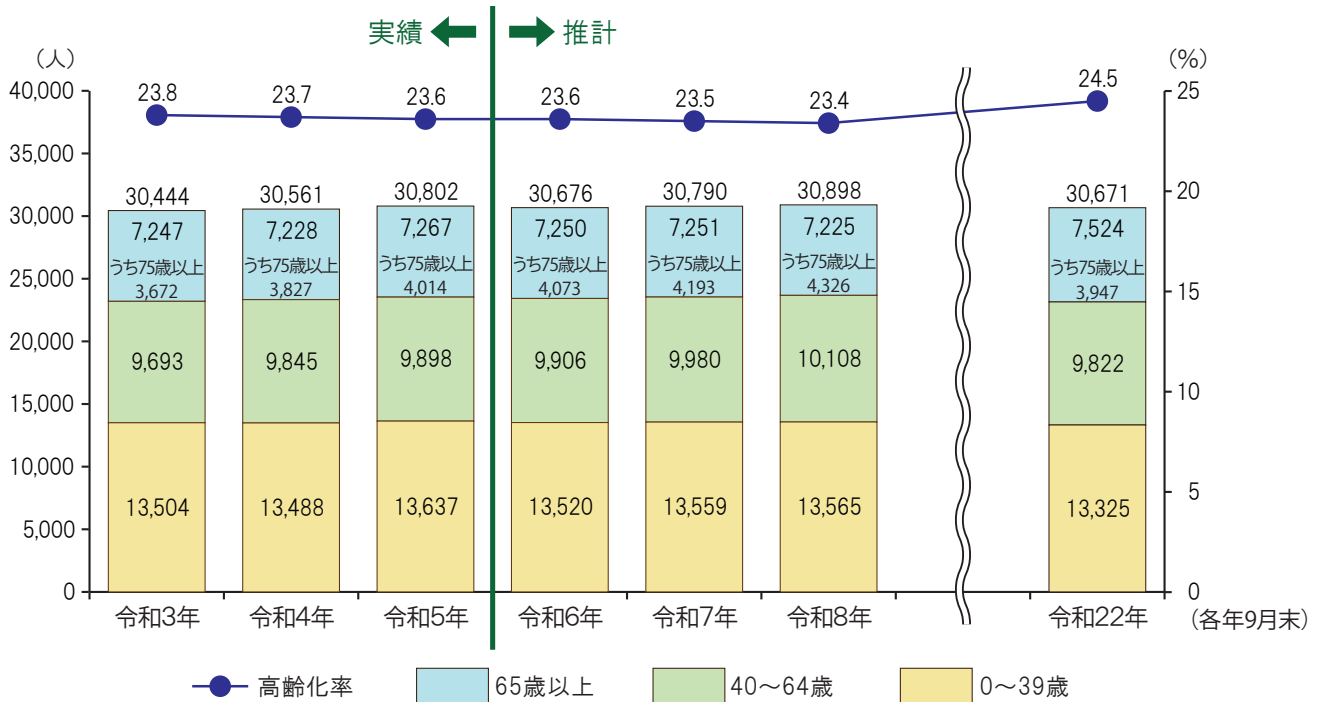
● 海田公民館

● ふるさと館

海田町における今後の人口について、住民基本台帳により推計をした場合、第9期計画の最終年度の令和8(2026)年には30,898人、令和22(2040)年には30,671人と推計されます。

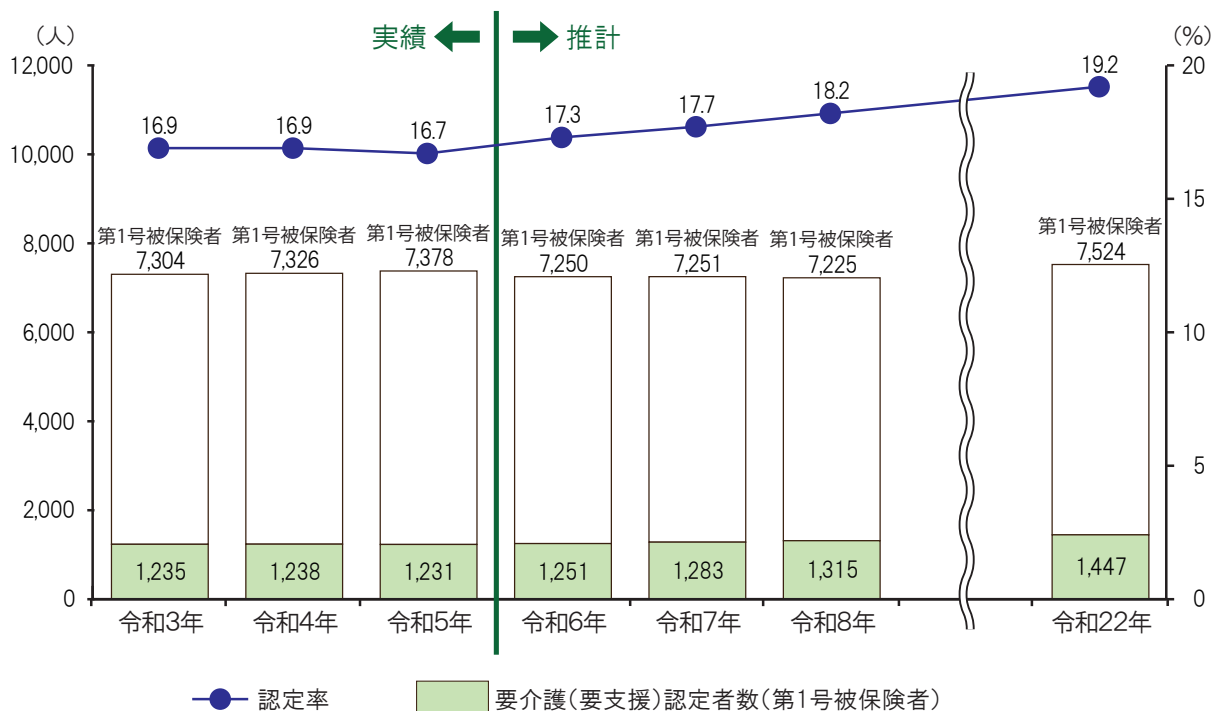
年齢構成をみると、65歳以上人口は令和6(2024)年以降増減を繰り返し、令和22(2040)年の高齢化率は24.5%と令和5(2023)年の23.6%よりも0.9%高くなると予想されます。

海田町の人口



要介護(支援)認定者の総数は、令和5(2023)年1,250人、令和8(2026)年1,333人、令和22(2040)年1,460人と増加し、介護給付費及び地域支援事業費の増加につながることが予想されます。

被保険者数と要介護(要支援)認定者数〈第1号被保険者〉



海田町における高齢者の動向と将来推計、介護保険・高齢者福祉施策の実施状況及びアンケート調査結果などを踏まえ、主な計画の課題を以下のように整理・設定します。

課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らせる社会を実現させるためには、医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が高齢者だけに限らず、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースの人も含め、究極的には、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が不可欠になります。また、この地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向になります。

アンケートでは、人生の最期を迎えたい場所として「自宅」と回答した人が6割近くとなっていました。誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活し続けるためには、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要となります。

課題2 介護予防施策の推進

アンケートの結果で、介護・介助が必要になった主な原因は「骨折・転倒」が26.4%と最も高く、外出を控えている理由では「足腰などの痛み」が52.2%と半数を超えていました。また、現在治療中、または後遺症のある病気では「高血圧」が41.7%と最も高くなっていました。

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く健康で自立した生活が送れるよう、健康の維持とフレイル予防及び介護予防に取り組むとともに、要介護状態等の軽減や悪化の防止を図る必要があり、これらをより効果的に推進するためにも高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する必要があります。

課題3 認知症施策の推進

高齢者数の増加に伴い、加齢による認知症高齢者の増加が見込まれることから、関係機関が連携して早期発見・早期診断・早期対応に努め、認知症に対応したサービスの強化を図る必要があります。

また、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、認知症に関する相談窓口の周知や認知症に関する知識の普及と理解、相談・見守り体制の充実、権利擁護などの認知症高齢者対策を推進することが必要になります。

課題4 社会参加と生きがいづくり

地域包括ケアシステムにおける“地域で暮らすための支援の包括化”、“地域連携”、“ネットワークづくり”という発想は、高齢者だけに当てはまるものではなく様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう住民誰もがその人の状況に合った支援を受けられる体制を構築していくためのものになります。

また、こうした体制の整備を行うには住民を含む多様な主体の参加と「支え合い」が重要となります。これまでの「支え手」「受け手」に分かれた社会から全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う地域社会を構築し、時代の変化に対応した新たな福祉のあり方を考えていくためには、地域の社会資源が一体となって取り組むことが必要になります。

平成30年豪雨災害をはじめとする、近年頻発する豪雨災害などの自然災害の経験を踏まえ、「自助・共助・公助」の連携のもと、災害時における高齢者の安全の確保に努める必要があり、特に自力で避難が困難な高齢者等の「避難行動要支援者」に対し、地域の実情に応じた避難支援の取組を進めていく必要があります。

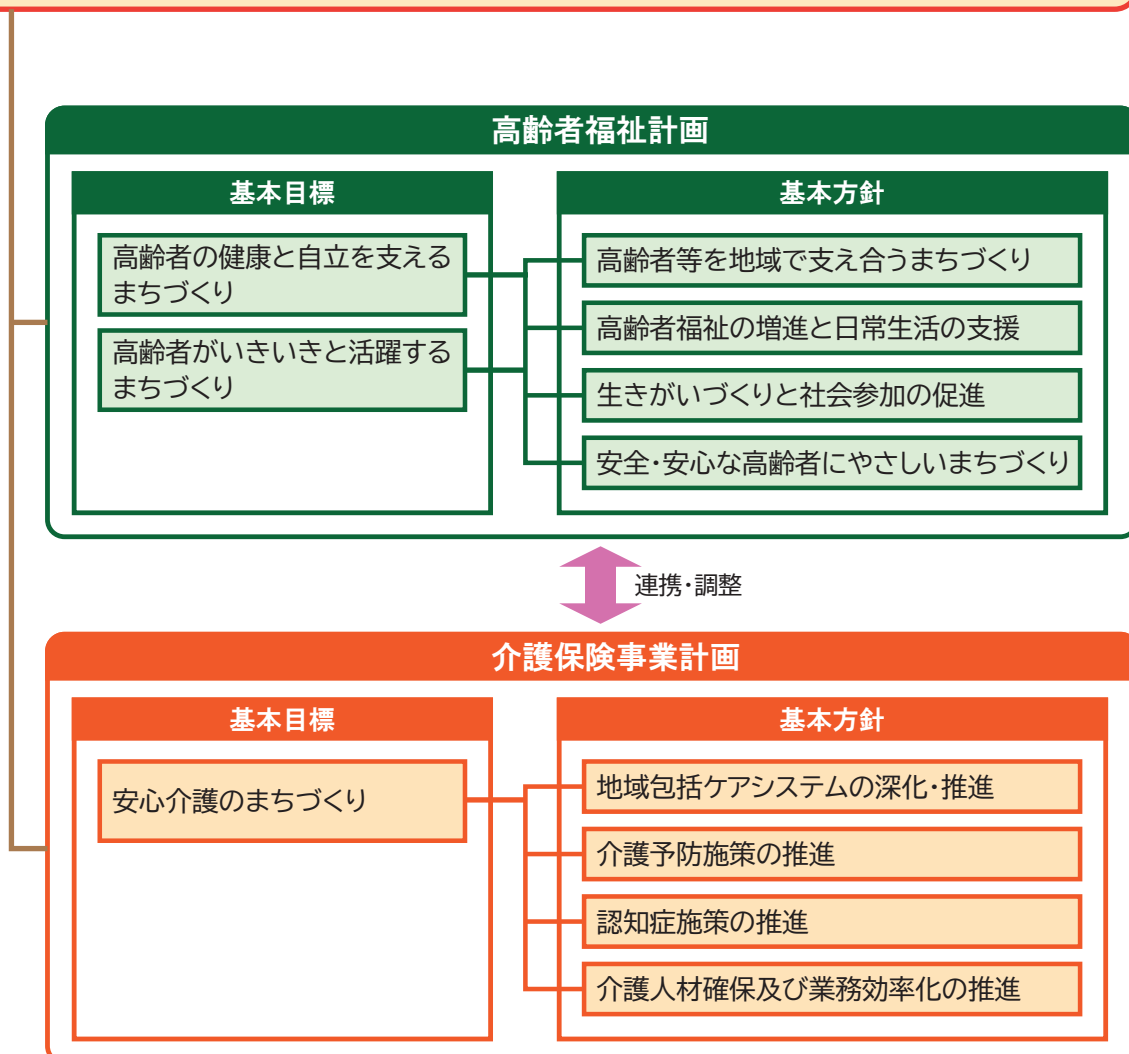
また、令和元(2019)年12月に発生した新型コロナウイルス感染症も高齢者の保健福祉にとって脅威となりました。感染症が発生した場合でも、介護サービス利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制の構築や高齢者の外出控えによるフレイル予防等の取組を推進していくことが重要になります。

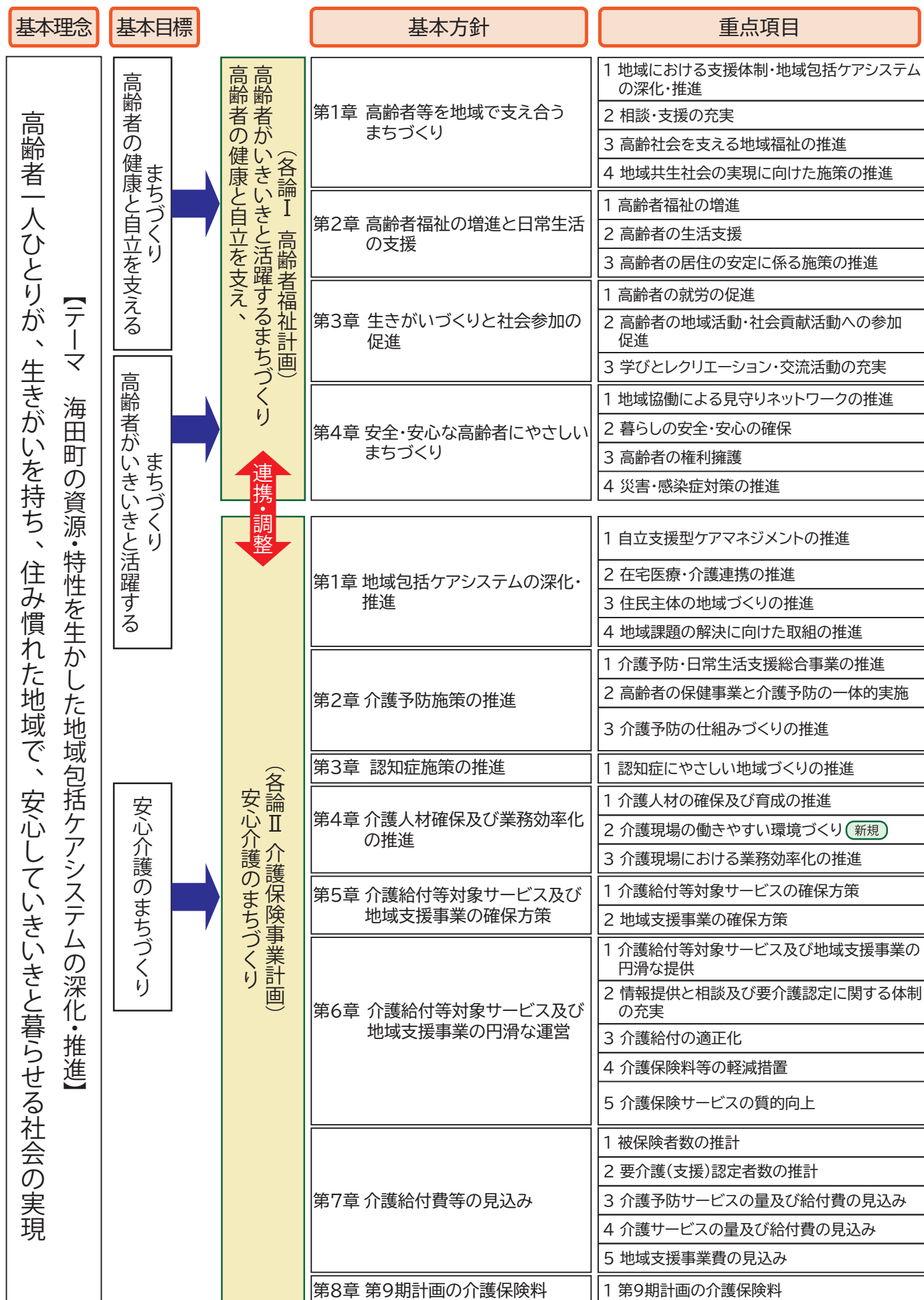
6 基本理念

前項の5つの課題を解消し、誰もが自分らしく暮らせる環境の実現を目指すため、『高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現』を基本理念とし、住民、民間団体、行政機関などが一体となった取組を推進します。

基本理念

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現





施策の展開

(1)地域包括支援センターを中心とした体制づくり (2)保健・医療・福祉等のネットワークづくり
(1)総合的な相談窓口の充実 (2)地域包括支援センターにおける相談・支援の充実 (3)社会福祉協議会や民生委員・児童委員の相談活動の支援
(1)福祉意識の醸成 (2)地域福祉活動の促進
(1)包括的支援体制の強化 (2)多様な福祉サービスの提供体制づくり
(1)福祉団体の育成 (2)敬老意識の高揚
(1)高齢者の在宅生活の支援 (2)介護に取り組む家族等への支援の充実
(1)バリアフリー化等の促進 (2)養護老人ホームへの入所支援 (3)高齢者向け住宅の供給促進
(1)シルバー人材センターの支援 (2)就労情報等の提供
(1)老人クラブ活動の支援 (2)ボランティア活動の支援 (3)地域活動への参加促進
(1)生涯学習の充実 (2)スポーツ・レクリエーションの振興 (3)交流活動の充実
(1)地域協働の見守り体制の推進 (2)高齢者等の見守り活動の支援と連携 (3)地域包括ケア会議の活用
(1)交通安全対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者行政の推進
(1)権利擁護の普及・啓発 (2)成年後見制度の利用促進 (3)地域福祉権利擁護事業の利用促進 (4)高齢者への虐待防止
(1)災害対策の推進 (2)感染症対策の推進
(1)自立支援型ケア会議の継続的な実施 (2)介護支援専門員等に対する規範的統合 (3)軽度認定者に必要な介護予防に関する支援 (4)高齢者が選択できる取組や事業実施に対する支援
(1)地域の医療・介護サービス資源把握と課題の抽出 (2)在宅医療・介護連携支援センターの円滑な運営 (3)在宅医療・介護サービス等の情報共有
(1)共に支え合う地域づくりの推進 (2)地域での居場所づくりの推進
(1)地域ケア推進会議の推進 (2)地域ケア個別会議の推進
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進
(1)関係機関等の連携体制の整備 (2)保健事業と介護予防の一体的な取組の推進 (3)健康づくりの推進 (4)食育の推進
(1)軽度認定者等に対する支援 (2)高齢者が選択できる介護予防事業の場づくりの推進 (3)地域での居場所づくりの推進 (4)新たな介護予防の仕組みづくりの推進
(1)地域での生活を支援する体制の推進 (2)地域の理解と地域で支え合う連携体制づくりの推進
(1)介護現場における業務仕分けの推進 (2)ICTの活用の推進 (3)在宅医療・介護従事者の人材育成
(1)ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり
(1)介護現場革新等の具体的な方策の推進
(1)介護サービスの充実
(1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実
(1)介護給付等対象サービスの見込量の確保 (2)地域支援事業費の見込量の確保
(1)情報提供の充実 (2)利用者の意識啓発 (3)相談・受付体制の充実 (4)苦情処理体制の充実 (5)要介護認定に関する体制の充実
(1)要介護認定の適正化 (2)ケアプランの点検 (3)住宅改修、福祉用具の購入・貸与の点検 (4)医療情報との突合・縦覧点検
(1)介護保険料の軽減措置 (2)介護保険利用者負担の軽減措置
(1)ケアマネジメントの充実 (2)介護保険サービスの評価の推進 (3)サービス事業者の指導・監督 (4)介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 (新規) (5)介護サービス事業者経営情報の調査及び分析 (新規)
(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)介護予防支援
(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)施設サービス (4)居宅介護支援 (5)給付費合計
(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (2)包括的支援事業及び任意事業 (3)地域支援事業費合計
(1)介護保険料の算出 (2)給付費の見込み (3)地域支援事業費の見込み (4)第1号被保険者の介護保険料

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、次の施策に取り組んでいきます。



地域における支援体制・地域包括ケアシステムの深化・推進

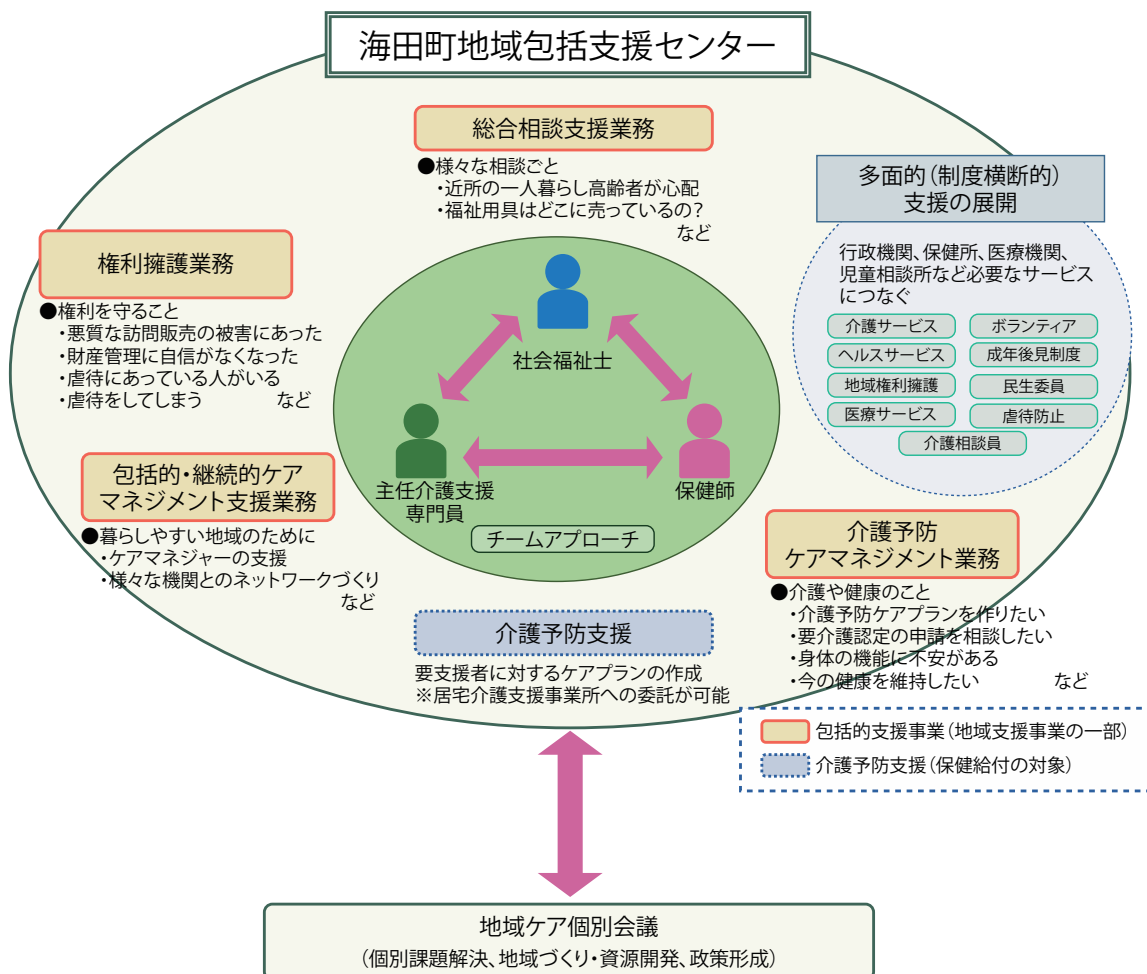
● 地域包括支援センターを中心とした体制づくり

- 地域巡回訪問によって多様化・複雑化する住民ニーズや課題を的確に把握するとともに、多職種連携による支援を行います。
- 制度・サービスの充実を図るとともに、介護保険外のサービスの開発について検討します。
- 地域団体や地域のキーパーソンを巻き込んだ連携体制の強化を図ります。
- 地域ケア個別会議で検討した事例やその他の困難事例を通じて、地域課題を抽出し、地域の見守り・支援体制の強化を図ります。

● 保健・医療・福祉等のネットワークづくり

- 周辺地域の自治体や事業所等と連携し、ネットワークの再構築を目指します。
- 広島県介護支援専門員協会の海田・坂地域ブロック会と連携し、研修会の開催等を重ねることによって介護支援専門員の資質向上やネットワーク強化を図ります。

地域包括支援センターの業務の概要





相談・支援の充実

● 総合的な相談窓口の充実

- 地域包括支援センターによるワンストップの相談支援体制を実施し、相談に対して的確な助言、懇切丁寧な対応に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、的確かつ、きめ細やかな対応ができるよう努めます。

● 地域包括支援センターにおける相談・支援の充実

- 研修会や事例検討会等への参加によって専門性の向上を図るとともに、医師会をはじめとした関係機関との連携強化を図ります。
- 個別訪問や出前講座等でチラシ等を配付し、地域包括支援センターの更なる周知を図ります。

● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の相談活動の支援

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携を密にし、相談活動へのスムーズな支援を行います。
- 複雑・多様化する相談内容に民生委員・児童委員が的確に対応できるよう、施策等の周知・啓発に努めます。
- 広報かいたや町ホームページ、SNS等の媒体や来庁時を活用し、各種相談窓口や相談体制について周知を行います。



地域共生社会の実現に向けた施策の推進

● 包括的支援体制の強化

- いきいき百歳体操・高齢者いきいき活動ポイント事業など、地域コミュニティを支援することで、包括的支援の体制づくりを推進します。
- 生活支援コーディネーターや保健師とも連携し、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

● 多様な福祉サービスの提供体制づくり

- 事業者や関係機関と密に連携し、地域課題等に対応したサービスが提供できるよう研修・相談支援を行います。



高齢者福祉の増進

● 福祉団体の育成

- 生活支援コーディネーターを中心に引き続き住民ニーズの把握に努めるとともに、情報共有や活動(資源)のマッチング等の新たな資源開発に向けた支援をします。

● 敬老意識の高揚

- 敬老の意を表するとともに、高齢者福祉についての住民の理解を促進するため、広報かいたによる情報発信を行います。



高齢者の生活支援

● 高齢者の在宅生活の支援

- 高齢者が自立した生活が送れるよう高齢者福祉サービスを提供し、広報かいたや町ホームページ、SNS等でサービスの周知を図ります。また、高齢者のニーズに合ったサービスが提供できるよう、新たなサービスの開始等を検討します。
- 公共交通機関や循環バスにおける課題の整理を行い、効果的な移動支援について検討します。
- 運転免許証を自主返納した人に対し、広島県交通系ICカードまたはタクシー利用助成券を支給するとともに免許返納支援事業所によるタクシー運賃割引などの支援制度について周知します。
- 家庭ごみの搬出が困難な要支援・要介護認定者に対し、ごみ出しの支援を継続して行います。
- 地域における移動販売や宅配を周知し、活用促進を図ります。

● 介護に取り組む家族等への支援の充実

- 在宅で介護している家族などを支援するため、適切な介護の知識・技術の習得支援のための家族介護教室を実施し、家族などの負担の軽減に取り組みます。
- 関係部署、関係機関と連携し、高齢者介護を行う18歳未満の子供(ヤングケアラー)の実態把握に努め、支援対策を検討していきます。



高齢者の就労の促進

● シルバー人材センターの支援

- 広報かいたや町ホームページでシルバー人材センターの事業紹介や活動の情報発信を行い、周知を図ります。また、会員の増加に向けた取組などを支援します。
- シルバープラザの活用促進方法を検討します。
- シルバー人材センターの事業周知を図りながら、利用者のニーズに沿った取組を調整検討します。

● 就労情報等の提供

- ハローワーク等の関係機関と連携し、高齢者に関わる就労情報の発信に努めます。



高齢者の地域活動・社会貢献活動への参加促進

● 老人クラブ活動の支援

- 高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人クラブが行う自主的な活動を支援します。
- 会員の加入促進や活性化に向けて、活動内容等の周知を図るPR活動や人材育成を支援します。

● ボランティア活動の支援

- 海田町社会福祉協議会と連携するとともに、高齢者いきいき活動ポイント事業を通し、ボランティアを身近に考えてもらう機会を増やすことで、活動の活性化を図ります。

● 地域活動への参加促進

- 自治会や老人クラブ連合会の加入促進に係る支援をします。
- 自治会及び海田町老人クラブ連合会等を中心に、高齢者いきいき活動ポイント事業を通して、高齢者のボランティア活動への参加促進を支援します。
- 自治会等と連携して、いきいき百歳体操などの地域活動の参加者の増加を目指します。
- 福祉センター指定管理者と連携して、介護予防や健康増進等に資する新たな事業を検討し、メニューの充実に努めます。



地域協働による見守りネットワークの推進

● 地域協働の見守り体制の推進

- 地域包括支援センターを中心とした地域協働の見守りネットワークの必要性等を広く周知し、地域における効果的なネットワークの構築を図ります。
- 町ホームページ等により海田町高齢者等見守りネットワークに協力いただく事業者を募集するとともに、広報かいた、LINEなどを活用しながら見守りネットワークを広く周知します。
- 地域包括支援センターを中心に、地域全体で見守る体制の強化を図ります。

● 高齢者等の見守り活動の支援と連携

- 民生委員・児童委員をはじめとした地域住民と連携し、見守り活動等に取り組みます。
- いきいき百歳体操などの通いの場を活用し、情報の収集や提供による支援に取り組みます。

● 地域包括ケア会議の活用

- 医療や介護の多職種による個別事例の検討等を行う地域包括ケア会議を通じ、地域支援ネットワークや自立支援型ケアマネジメントの推進を図ります。



暮らしの安全・安心の確保

● 交通安全対策の推進

- 警察等と連携し、交通安全教育の推進や意識啓発を行います。また、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、自動車等に代わる移動手段の利用料金を助成し、充実した生活を続けられるよう支援します。

● 防犯対策の推進

- 犯罪から高齢者をはじめ住民の安全を守るため、警察、自治会等の団体と連携し、犯罪防止の啓発活動の充実を図ります。

● 消費者行政の推進

- 高齢者の生活を守るため、警察や金融機関などと連携し、消費者被害を防止するための体制の充実を図るとともに、出前講座や広報紙を活用して、情報提供や意識啓発に取り組みます。



高齢者の権利擁護

● 権利擁護の普及・啓発

- 研修会や出前講座等において、権利擁護に関する制度やサービスについて広く周知します。

● 成年後見制度の利用促進

- 関係機関と連携しながら、制度の周知に努め利用促進を図ります。
- 地域連携ネットワークづくりを推進するため、中核機関の設置等に向けて関係機関と協議・検討をします。

● 地域福祉権利擁護事業の利用促進

- 海田町社会福祉協議会が行う「かけはし」により、日常的な金銭管理の援助などの支援サービスを行います。

● 高齢者への虐待防止

- 虐待防止ネットワーク運営委員会や処遇検討専門委員会を開催し、虐待事例に対する適切な処遇や支援方法を検討します。また、研修の受講や勉強会への参加により、迅速な対応ができるように職員のスキルアップを図ります。
- 民生委員・児童委員、介護事業所等と連携を図り、虐待案件の早期発見に努めます。また、出前講座や勉強会を実施し知識の向上を図ります。
- 虐待ケースに適切に対応するため、出前講座等を行い、保健・医療・福祉などの関係者の知識の向上と連携の強化を図ります。



災害・感染症対策の推進

● 災害対策の推進

- 災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制づくりを進めます。
- 関係部署や介護事業所等と連携し、避難行動要支援者に対する避難支援計画の策定を推進します。

● 感染症対策の推進

- 関係機関と連携し、感染症予防に関する周知・啓発を行います。
- 広島県や関係団体と連携し、感染症発生時の介護事業所等の支援・応援体制を構築していきます。
- 平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進していきます。



自立支援型ケアマネジメントの推進

● 自立支援型ケア会議の継続的な実施

- 定期的な会議の開催を継続し、自立支援型のケアマネジメントの推進を図ります。

● 介護支援専門員等に対する規範的統合

- 自立支援型ケア会議や研修等を通じ、高齢者の「自立」や「自立支援」につながるケアマネジメントの規範的統合を図ります。

● 軽度認定者に必要な介護予防に関する支援

- 自立支援型ケア会議を開催し、課題に対して専門職から助言するなど、軽度者のケアマネジメントにおける支援を行います。

● 高齢者が選択できる取組や事業実施に対する支援

- 軽度認定者の状況に合わせて各種サービスを選択・利用できるよう、引き続き各サービスの周知を行います。



在宅医療・介護連携の推進

● 地域の医療・介護サービス資源把握と課題の抽出

- アフターコロナにおける医療・介護連携の在り方を検討し、高齢者の在宅生活を支援するための体制を構築します。
- 地域課題を抽出するとともに、課題に対応したサービス資源の把握と研修等を通じた人材の育成を実施します。
- 医療、介護関係者や住民へのACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発を行います。

● 在宅医療・介護連携支援センターの円滑な運営

- 安芸地区医師会や近隣市町と連携し、在宅医療相談支援窓口運営事業の円滑な運営に努めます。

● 在宅医療・介護サービス等の情報共有

- 医療・介護従事者向けの情報共有ツールの活用方法や具体的な運用等についての研修を開催し、情報共有ツールの普及を目指すとともに、情報共有による円滑な高齢者支援の実現を図ります。
- 多職種連携会議を通じた事業所間の連携の強化を図ります。



住民主体の地域づくりの推進

● 共に支え合う地域づくりの推進

- 地域住民が主体的に地域づくりを行い継続できるように、活用できる地域資源や運用方法などの情報を提供し支援します。
- 「ヒマ太君のお助け便利帳」による地域資源の共有や生活支援コーディネーターの巡回等により地域ネットワークを拡張・強化するとともに、横のつながりを促進し、“点”ではなく“面”で地域を支える仕組みを検討します。

● 地域での居場所づくりの推進

- 「いきいき百歳体操」を活用し、食と栄養・口腔指導などフレイル予防をテーマに専門職や生活支援コーディネーター・保健師等による出前講座を実施します。出前講座の中で抽出された課題については、他団体の活動における課題解決につなげられるような仕組みを整備します。



地域課題の解決に向けた取組の推進

● 地域ケア推進会議の推進

- 「海田町地域包括ケア会議デザイン図」に位置づけられる各会議を開催し、地域ケア推進会議内で現状及び課題を確認した上、政策にかかわる課題については事業運営委員会に諮ります。各会議を継続的に実施し、事業全体の機能強化、効率化を図ります。

● 地域ケア個別会議の推進

- 地域包括支援センターが中心となって開催される地域ケア個別会議で、個別事例の課題の抽出と課題解決に向けた対応を検討します。



介護予防・日常生活支援総合事業の推進

● 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- 65歳以上の要支援認定者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた者（事業対象者）に対し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントのサービス提供・支援を行います。

● 一般介護予防事業の推進

- 65歳以上のすべての高齢者に対し、「認知症予防いきいき健康マージャン体験教室」、「いきいき百歳体操」、「水中健康教室」、「高齢者いきいき活動ポイント事業」等の利用促進を図ります。



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

● 関係機関等の連携体制の整備

- 庁内の関係部署及び地域の医療関係団体等との連携を図りながら、専門職が通いの場等にも積極的に関与し、高齢者への支援を行っていきます。

● 保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

- 医療レセプト、介護レセプト、健診データ等を活用することで、疾病等のハイリスク高齢者を抽出し、保健事業及び介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康増進等に取り組みます。
- 住民主体の通いの場等に専門職が積極的に関与し、フレイル予防等の重要性について周知を図ります。

● 健康づくりの推進

- 高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む活動、各種健診の受診等の実績に応じてポイントを付与する高齢者いきいき活動ポイント事業への参加を促進し、健康づくりに資する効果の拡大を図ります。
- 通いの場等を通じて生活習慣病予防等に関する知識の普及に取り組み、高齢者の生活習慣の改善を図ります。また、健診受診率の向上を目指し、働く世代から連続した生活習慣病対策を推進します。
- ジェネリック医薬品や減塩等、住民にとって身近な問題への意識啓発を行い、楽しみながら健康に対する意識・知識が高まる機会の確保・充実に努めます。

● 食育の推進

- フレイルを予防するために、食と栄養に関する出前講座を行うことで食に関する知識の普及・啓発に努めます。
- 健康づくりのための料理教室や、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の発症・重症化予防教室を開催し、高齢者の食を通じた健康づくりが実践できるよう継続的に取り組みます。
- 通いの場への専門職の積極的関与のなかで、管理栄養士によるよりよい食生活の啓発を行うとともに、高齢者の特性に応じた個別相談等を実施します。

● 地域での生活を支援する体制の推進

- リーフレット、広報かいた、町ホームページにより認知症の相談窓口や認知症相談医(オレンジドクター)等を広く周知するとともに、認知症に関する具体的な相談支援を行います。
- 物忘れ健診の実施を継続し、認知症の早期発見と早期治療につなげます。
- 周辺市町の地域支援推進員と連携し、課題等を共有し、認知症高齢者の支援に取り組みます。
- 徘徊高齢者等SOSネットワーク、認知症高齢者等の見守りシール「保護情報共有サービス(どこシル伝言板)」への登録を推進し、認知症高齢者の安全確保を図ります。
- 相談支援や認知症カフェへの参画等によって、認知症高齢者やその家族と関わり、実情の把握と施策検討に努めます。
- 介護サービス従事者等の認知症に係る研修等への参加を促進することで、認知症高齢者を地域全体で支える体制づくりに努めます。
- 認知症の相談窓口や早期対応の方法、利用できるサービス等を掲載した「認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)」を活用し、家族や医療・介護関係者等で共有することにより、切れ目のないサービスが適切に提供できるよう努めます。

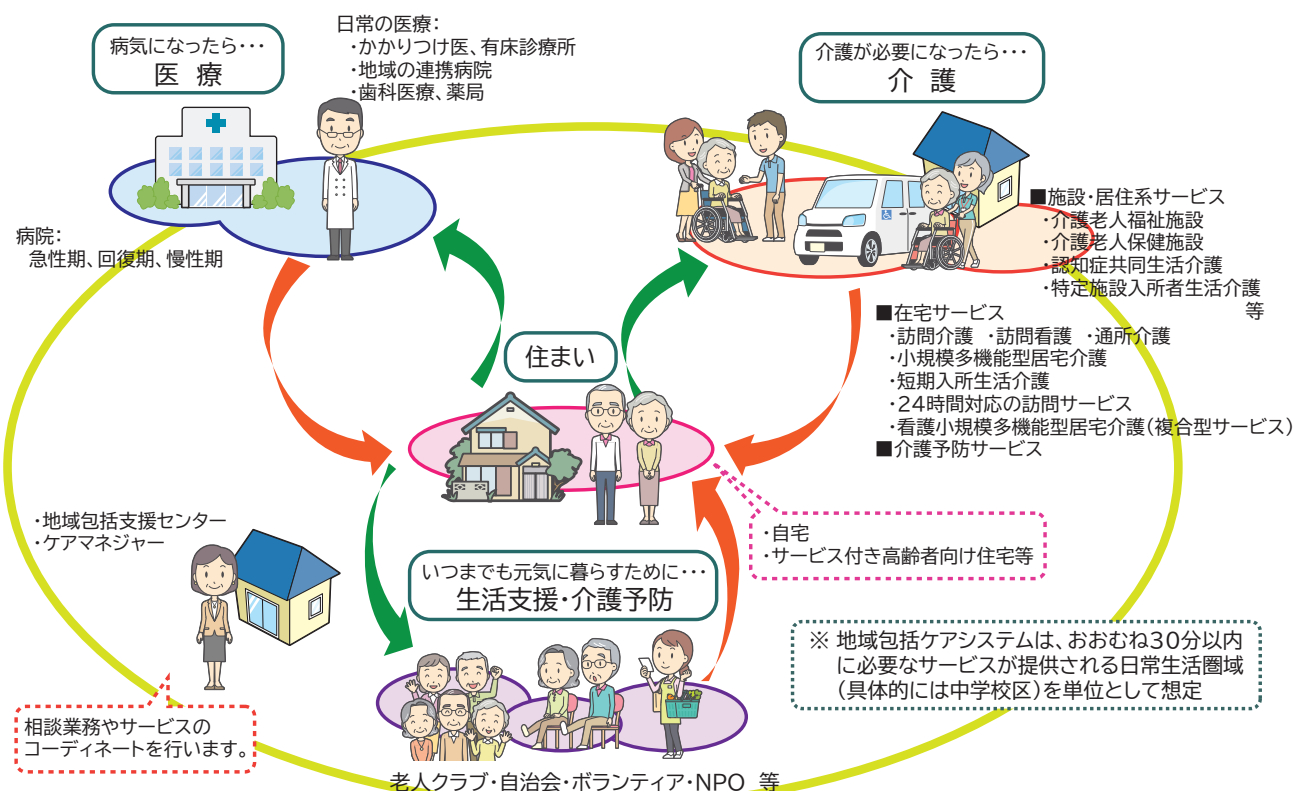
● 地域の理解と地域で支え合う連携体制づくりの推進

- 小中学生や住民等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、ひとりでも多くの人に認知症を正しく理解してもらい、やさしい地域づくりに貢献してもらう環境づくりを推進します。
- 地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーター等の支援者をつなぐ仕組みとして、チームオレンジの設置と運営支援に取り組みます。また、チームオレンジにおける支援者を養成するため、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座を実施します。
- チームオレンジは、町内の認知症カフェを基盤とし、認知症カフェの運営を中心とした支援体制を構築します。

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

第9期では地域包括ケアシステムをより一層充実させるために、医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援の提供を地域で活動する様々な担い手との協働や支え合いにより推進していきます。



第9期計画は、計画期間を通じた取組によって達成しようとする目標を10項目に設定します。

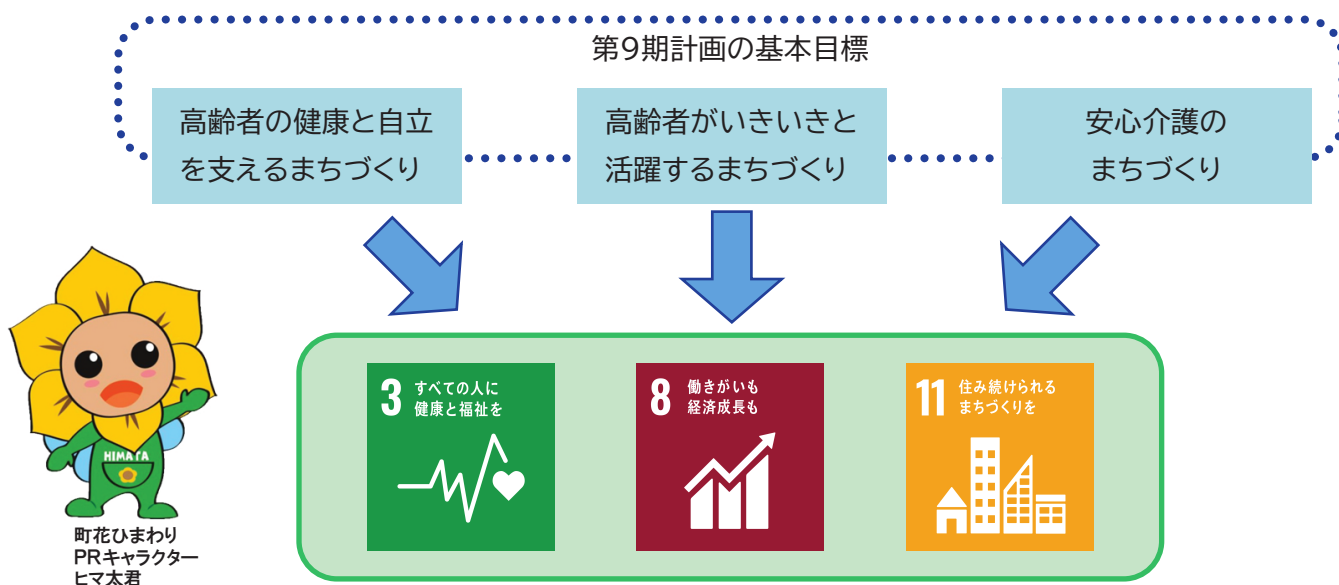
指標	第8期計画			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センターの会員数	247人	232人	245人	252人	257人	262人
高齢者の居場所づくり事業の開所日数	1,460日	2,201日	2,439日	2,487日	2,536日	2,586日
高齢者活動ポイント事業の参加率【令和3年度からの新規事業】	31.8%	36.2%	37%	38%	39%	40%
いきいき百歳体操の開催箇所数	28箇所	33箇所	33箇所	34箇所	35箇所	36箇所
認知症カフェの参加者数	145人	157人	244人	252人	252人	252人
認知症サポーター養成数(各年度養成数)	549人	313人	396人	600人	600人	600人
第1号被保険者の要支援1・2の認定率	4.5%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
自立支援型ケア会議でのケース検討数	18ケース	21ケース	44ケース	30ケース	30ケース	30ケース
事業者への研修会開催数	4回	2回	2回	2回	2回	2回
ケアプラン点検の実施事業所数(実施済数)	町内全事業所	0事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所

※令和3年度、令和4年度は実績値

※令和5年度は見込値

■SDGsの目標達成に向けた取組

- SDGsはグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、目標を達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。第9期計画で定める基本目標に取り組むことは、SDGsの達成にもつながっていきます。



中長期的な保険料の推計を踏まえながら、第9期計画の保険料を算定し、第8期計画から据え置き、月額基準額を5,862円とします。

所得段階別の第9期介護保険料額

所得段階	対象者		保険料率	保険料額 (円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の方		0.455 (0.285)	32,007 (20,048)
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485)	48,186 (34,117)
第3段階		第1・2段階に該当しない方	0.69 (0.685)	48,537 (48,186)
第4段階	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税が課税されている方がいる)	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.9	63,310
第5段階 [基準額]		第4段階に該当しない方 保険料額の[]内は基準月額	1.0	70,344 [5,862]
第6段階	本人が 町民税課税	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円未満の方	1.2	84,413
第7段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	1.3	91,447
第8段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	1.5	105,516
第9段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が320万円以上420万円未満の方	1.7	119,585
第10段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が420万円以上520万円未満の方	1.9	133,654
第11段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が520万円以上620万円未満の方	2.1	147,722
第12段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が620万円以上720万円未満の方	2.3	161,791
第13段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が720万円以上の方	2.4	168,826

※ 第1段階から第3段階の保険料の率・額の()内は、国の政策による軽減後の率・額です。

※ 「その他合計所得金額」とは、合計所得金額から年金所得及び譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた所得金額のことをいいます。



海田町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】 【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

■発行年月：令和6(2024)年3月

■発行：海田町

■編集：海田町福祉保健部長寿保険課

住 所 〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

T E L (082)823-9609 FAX(082)823-9627

U R L <http://www.town.kaita.lg.jp/>

E-mail chouju@town.kaita.lg.jp